

石狩湾新港地域土地利用計画（改訂）
(素案)

令和5年2月

1 計画の位置付け等

石狩湾新港地域の開発に当たっては、石狩湾新港地域開発基本計画（昭和 47 年 8 月策定）及び石狩湾新港港湾計画（同年 11 月策定）を踏まえ、地域における総合的、効率的な土地利用の指針として、昭和 51 年 11 月に土地利用計画を策定した。

以後、三度の改訂を行い、当地域の総合的、計画的な開発を推進してきた。

2 地域を取り巻く環境

近年、社会経済環境は大きく変化しており、企業等の対応は急務とされている。

令和 2 年 3 月に、道は「ゼロカーボン北海道」を表明し、令和 2 年 10 月には国が「2050 カーボンニュートラル宣言」を行った。

こうした中、デジタル社会のインフラとして重要性が増しているデータセンターの集積が進んでおり、脱炭素社会の実現に向け、地域の再生可能エネルギーを活用した事業展開が求められている。

また、デジタルトランスフォーメーションにより事業革新を図る企業や、電子商取引の拡大に対応し、サプライチェーンの強靭化を図る企業が増加している。

加えて、商業を含む交流機能や利便機能の確保に対する立地（検討）企業のニーズが高まっている。

こうした情勢変化や企業の動向等を踏まえ、企業立地の促進等を図るため、土地利用計画を改訂する。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に以下のゴール（ターゲット）の達成に資するものである。

- ・ゴール 1（ターゲット 1.5）
- ・ゴール 7（ターゲット 7.a、7.b）
- ・ゴール 8（ターゲット 8.1）
- ・ゴール 11（ターゲット 11.b）



※「北海道総合計画」【2021 改訂版】の「政策展開の基本方向」のうち「リスク最小化に向けた企業の誘致推進」及び「本道の立地優位性を活かした企業誘致の推進」において「関連する SDGs の目標」として整理された主なもの。

3 土地利用の基本的な考え方

当地域の土地利用に当たっては、地区及びゾーンを配置するとともに、立地環境の変化、産業動向、周辺の開発動向等を踏まえ都市計画の見直しを行い、環境保全に配慮し当地域の振興を図ることを基本方針とする。

（1）カーボンニュートラルへの対応

2050 年カーボンニュートラルに向けて、企業等が使用する電力を 100% 再生可能エネルギーで賄うことを目指すエリアである「RE ゾーン」(Renewable Energy Zone)を整備し、豊富な再生可能エネルギーを地域で利用できる仕組みを構築することにより、データセンターなど情報関連産業等の企業の誘導を推進するとともに、産業の脱炭素化を図る。

（2）生産、物流及び利便施設

小樽市錢函 4 丁目及び石狩市新港東 1 丁目、東 2 丁目における一団の未分譲地等において、生産、物流及び利便施設の誘導を図る。

(3) 幹線道路

周辺住民の利便と環境保全について配慮し、地域内が有機的に結ばれるよう配置する。

(4) 緑地・公園

当地域と既成住宅地の間及び当地域周辺の緑地帯を維持し、遮断緑地として配置する。

公園を配置し、都市環境の向上やレクリエーション機能の充実を図る。

(5) 公共施設等

公共施設及び公益施設の整備に当たっては、都市機能の向上や地域周辺等の福祉の向上に資するよう配慮する。

以上の考え方に基づいて、各地区の土地利用を図ることとする。

4 各地区的配置と土地利用

都市郊外の大規模な開発空間という当地域の特性を活かし、新たな交流空間を形成しながら、企業の課題やニーズへの的確な対応を図るために、流通地区、工業地区及び複合支援地区を配置する。

複合支援地区では、情報関連産業等の企業の集積を図るとともに、当地域に対する多様なニーズに応えるため、交流機能や支援機能、生活関連サービス機能等の充実を図る。

また、国道沿いや港湾予定地隣接地などの一団の未分譲地等において、多様な業種を誘導する複合業種誘導ゾーンを配置する。

(1) 流通地区、工業地区、複合支援地区

ア 流通地区

流通地区は、樽川地区に配置し、港湾、海陸の結節点として機能の発揮を図る。

札樽圏の流通機能を分担し、港湾と道路網の整備に伴う物流の増大や、諸外国との経済交流の進展に対応するため、道央圏の流通拠点として整備を進める。

流通機能の効率化・高度化に即応した流通拠点となるよう、集配輸送等の円滑化や、施設相互間の連携確保に配慮して配置する。

イ 工業地区

工業地区は、花畔地区及び樽川地区に配置する。

札樽圏における産業の動向を踏まえ、緑豊かな生産拠点として整備を進めることとし、環境保全に努める。

企業立地に当たっては、同一及び類似の業種における、公害防止の取組や関連施設利用に共通性があることから、同一区画内に誘導することを基本とする。

ウ 複合支援地区

複合支援地区は、当地域の中央部から東側に広がる国道337号沿いの地域に配置する。

商業を含む交流機能や、企業活動を支える研究開発、情報通信、行政・金融サービスといった支援機能のほか、就業者のための生活関連サービス機能等の充実など、当地域に対する多様なニーズに応えるとともに、企業立地のインセンティブを高め、地域全体の利便性の向上を図る。

また、「REゾーン」において、再生可能エネルギー100%での操業を目指す情報関連産業などの企業の集積を図る。

(2) 複合業種誘導ゾーン

ア 沿道サービスゾーン

国道 231 号及び国道 337 号沿いの未分譲地（通称、三角地を含む）と、国道 231 号東側の三線地先沿いの未分譲地並びに国道 337 号を挟んだ南側の地区に配置する。

当ゾーンは、流通地区及び工業地区の幹線道路の沿道に配置し、立地企業等の利便性確保のため、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、レストラン等の誘導を図る。

イ 港湾・物流関連ゾーン

港湾計画上、留保している中央水路地区奥部の北側及び南側に配置し、一般の分譲向け以外の用地として、主に港湾を活用する生産、物流及びサービス施設の誘導を図る。

ウ 大規模複合ゾーン

小樽市銭函 4 丁目及び石狩市新港東 1 丁目、2 丁目における一団の未分譲地の流通地区及び工業地区に配置し、生産、物流及びサービス施設の誘導を図る。

5 公園・緑地の整備

就業者等のための運動や憩いの場等として活用される運動公園及び地区公園を配置する。

また、周辺住宅地の環境保全を図るために、当地域との間に配置している遮断緑地としての機能を確保する。

レクリエーション機能の確保に向けて、良好な都市景観の形成、都市環境の改善を図りつつ、公園・緑地等を配置するとともに、立地企業の敷地内での適切な緑地確保の要請に努める。

(1) 公園

複合支援地区に、都市景観の形成に寄与する公園を、また、花畔地区及び樽川地区に、運動や憩いのための公園をそれぞれ配置する。

また、今後の企業立地の進展に対応して、自然環境の保全やみどりのネットワークの形成に配慮し、公園を配置する。

(2) 緑地

緑地の配置に関しては、立地企業の敷地内に適切な緑地を造成させ、良好な環境の創出に努める。

また、既存の防風保安林は、防風、防雪、飛砂防止、風致景観等多目的機能を有しており、その保全に努めることとする（港湾の掘込みや道路造成など公共施設及び公益施設が整備される場合を除く）。

伐開する場合には、当地域周辺部等に代替林を造成するとともに、当地域と周辺の既成住宅地との間の遮断緑地としての機能を保全する。また、農家団地、漁家団地など周辺地区の環境保全を図るために、計画的に緑地帯を配置する。

地域内の海浜地に群生する海浜植物については、関係機関との協議等を通じ、その保全に努める。

6 交通施設の整備

札樽圏の将来の交通量に基づき、当地域と他地域を結ぶ道央圏の道路を整備する。

地域内道路については、中央幹線道路を主軸とし骨格的幹線道路網を配置するとともに、

冬季の諸条件、植樹等を考慮した幅員とし交通の円滑化が図られるよう整備する。

また、札幌市中央部との連絡及び通勤の円滑化を図るため、鉄軌道系交通やバス路線など公共交通網の整備について検討を行う。

(1) 道路

ア 地域外道路

当地域と他の地域を結び、将来における道央圏の交通体系の一環となる広域幹線道路として、新千歳空港等に至る国道337号の整備を進めるとともに、国道231号との連携や、国道5号のアクセス機能を強化し、既成市街地に対する交通負担の軽減を図る。

また、国道337号を補完する、主要道道札幌北広島環状線の整備を進めるとともに、石狩市と地域内とを結ぶ、花川通と市道流通通の整備促進を図る。

イ 地域内道路

当地域内の交通の軸となる、広域幹線道路、地域外幹線道路等に連絡する中央幹線道路及びこれに連絡する幹線道路を配置し、地域における交通の円滑化を図る。

また、必要に応じて補助幹線道路及び区画道路を配置する。

(2) 公共交通機関

当地域における通勤者及び一般利用者の交通を確保するため、公共交通網の整備について検討する。

表 石狩湾新港地域土地利用計画面積

区分	業務地区	道路	環境		その他	合計	(単位：ha)	
			公園	緑地				
流通地区	263	35	6	19		323	263	
工業地区	840	110	36	51	3	1,040	840	
複合支援地区	107	7	7	12		133	107	
共通地区	緑地		3		95	1	99	
	海岸防風保安林				633		633	
	海岸防風普通林				32	1	33	
	道路		142				142	
	その他	7	1		10	125	143	
	計	7	146		770	127	1,050	
港湾地区以外の地区計		1,217	298	49	852	130	2,546	1,210
港湾地区		166	33		12	102	313	162
港湾計画上の留保地等		42	2			119	163	—
合 計		1,425	333	49	864	351	3,022	1,372

注 ①面積は、全体計画の各種事業の実施面積及び公簿等による概数。

②その他は、放水路用地、海浜地等。

③港湾地区は、中央水路、ふ頭用地及び土砂処分用地等。

④港湾地区の土地利用に関しては、石狩湾新港港湾計画において定める。

石狩湾新港地域土地利用計画図(改訂)(草案)

